

「住宅宿泊事業法」に基づく届出の前に 事前相談をお願いします。

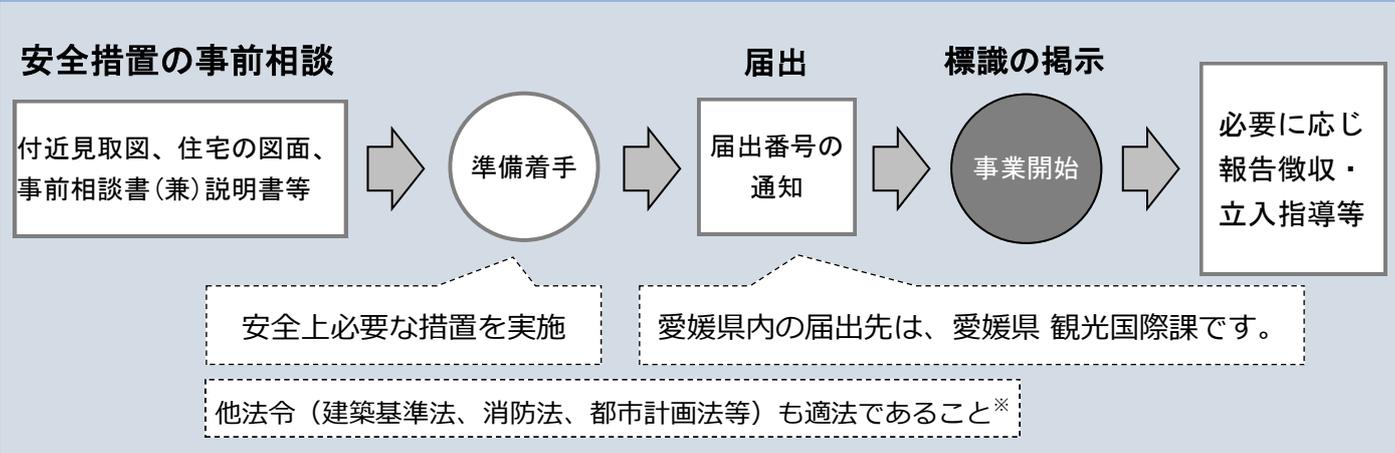
平成30年6月15日に施行されました住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく住宅宿泊事業を営む者は、届出住宅について、火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を講じる義務が生じ、届出の手続き時に、措置の実施内容を明示した「住宅の図面」等の添付が必要になります。届け出が円滑に受付できるように、事前相談をしていただきますようお願い
します。

相談先：

届出内容全般(以下を除く)に関する問い合わせ 愛媛県観光国際課 089-912-2491

安全措置に関する問い合わせ 愛媛県建築住宅課 089-912-2757

■住宅宿泊事業の手続きの流れについて



※他法令違反が判明した場合、業務停止等の措置が講じられる可能性があります。

■届出住宅の建て方と希望に応じた安全措置の適用要否について

具体的な非常用照明器具の設置方法等の安全措置は、「民泊の安全措置の手引き」(国土交通省住宅局建築指導課)を参照してください。

安全措置の内容 (告示の条項)	届出住宅の建て方と規模等			
	一戸建ての住宅、長屋		共同住宅、寄宿舍	
	家主同居 ^{※1} で宿泊室の床面積が50㎡以下	左記以外	家主同居 ^{※1} で宿泊室の床面積が50㎡以下	左記以外
非常用照明器具(第一)	×	○	×	○
防火の区画等 (第二第一号)	×	○ 複数のグループが 複数の宿泊室に 宿泊する場合のみ	×	○ 複数のグループが 複数の宿泊室に 宿泊する場合のみ
その他の安全措置 (第二第二号イ～ホ)	○ ^{※2}		×	

○：適用あり（原則、措置が必要） ×：適用なし（特段の措置不要）

※1 届出住宅に住宅宿泊事業者が居住しており、不在とならない場合

※2 宿泊者の使用に供する部分等の床面積や階数が一定以下である届出住宅の場合は不要

■事前相談に必要な図書

○付近見取図（住宅地図等住宅の位置が分かるもの）

○住宅の図面（手書きで可）

※非常用照明、防火区画などが必要な場合は、建築士に相談することをお勧めします。

＜明示する内容＞

◆台所・浴室・便所・洗面設備の位置、住宅の間取り及び出入口、各階の別、居室・宿泊室・宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を除く。)の範囲とその床面積

◆非常用照明器具の位置、その他安全のための措置の実施内容

○住宅宿泊事業法第6条に基づく「宿泊者の安全確保措置」事前相談書(兼)説明書

○確認済証（保有している場合）

○検査済証（保有している場合）

○その他非常用照明器具、その他安全措置の実施に係る写真等資料

■観光庁ホームページ ホーム＞観光政策・制度＞住宅宿泊事業法（民泊）

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/jutakushukuhakugyoho/index.html

関係法令等については、**住宅宿泊事業法のページ**（観光庁のホームページ）をご覧ください。

民泊制度の詳細な情報については「民泊制度ポータルサイト（上記ページにリンクあり）」をご覧ください。

■国土交通省ホームページ

ホーム＞政策情報・分野別一覧＞住宅・建築＞住宅宿泊事業法における安全確保のための措置

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000099.html

「民泊の安全措置の手引き」については**住宅宿泊事業法における安全確保のための措置のページ**（国土交通省のホームページ）をご覧ください。

■愛媛県ホームページ

ホーム＞観光・文化・国際交流＞観光＞観光国際課＞相談・窓口＞住宅宿泊事業について

<https://www.pref.ehime.jp/page/57100.html>

住宅宿泊事業についてわかりやすくまとめています。参考にご覧ください。